

令和5年8月18日三春町議会定例会9月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（14名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第54号 幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について
議案第55号 マルチコピー機（多機能端末機）購入契約について
議案第56号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 令和4年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第58号 令和4年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
議案第59号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第3号）について
議案第60号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第61号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第62号 令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について
同意第2号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
認定第1号 令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和4年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和4年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 令和4年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 令和4年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《議員提出議案》

発委第8号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年8月18日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一人
8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副 町 長	伊藤 朗

総務課 長	宮本 久功	財務課 長	菊田 誠子
企画政策課 長	渡辺 淳	住民課 長	佐久間 島宏
税務会計課 長	荒井 公秀	保健福祉課 長	佐久間 美代子
子育て支援課 長	影山 清夫	産業課 長	遠藤 晃
建設課 長	新野 恭朗	企業局 長	大内 広三
教育 長	添田 直彦	教育次長兼 教育課 長	藤井 康
生涯学習課 長	鳴原 健二		

農業委員会 会長	橋本 正亀
----------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年8月18日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員及び委員会提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑
- 第8 監査報告
- 第9 議案の委員会付託
- 第10 報告事項

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は14名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和5年三春町議会定例会9月会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

○議長 お諮りします。本定例会の議事日程は掲載した令和5年三春町議会定例会9月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番新田信二議員、5番山崎ふじ子議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会9月会議の日程は、本日より8月29日までの12日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会9月会議の日程は、本日から8月29日までの12日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和5年度第3回、第4回、第5回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので了解願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した、議案第54号「幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について」から、議員及び委員会提出議案、発委第8号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの23議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。定例会9月会議が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、三春中学校の生徒の活躍についてであります。去る7月4日から6日までの3

日間、第66回県中学校体育大会陸上競技が行われ、男女総合優勝の快挙を成し遂げました。

広報みはる8月号で詳しく紹介しましたが、標準記録を突破し全国大会に出場する生徒が1名、東北大会に出場した生徒が5種目7名となっております。

また、去る7月22日から24日まで行われた県中学校体育大会でも、柔道個人で全国大会に出場される生徒が3名、柔道個人1名と柔道団体、水泳の2種目で1名の生徒が東北大会出場の好成績をおさめたところであります。

町民に明るい話題を提供してくれた多くの生徒に対し感謝するとともに、今後の更なる活躍に期待したいと思っております。

次に、河野広中没後100年を契機に開催した「こども議会」についてであります。

各小中学校から選出された「こども議員」が、子育て支援や地域活性化、環境問題など、町政に関する様々な分野に対して質問を行いました。

また、本定例会で予定されている一般質問の際にも、地元の田村高校生がボランティアで運営業務に協力いただけると聞いております。

こうした「こども議会」や「ボランティア業務」などを通して、将来を担う子どもたちが「身近なまちづくりや行政」などに対して関心を持ち、幅広い経験や知識を備えた人材に成長することを期待したいと思っております。

次に、気候変動の影響による熱中症対策についてであります。

6月23日付けで、国から、いわゆる気候変動適応法の改正に基づき、「熱中症対策の一層の強化について」の通知がありました。

通知には、熱中症による死亡者数は増加傾向が続き、近年は、年間1,000人を超える年が頻発していること、熱中症対策を強化するためには、地方公共団体をはじめ地域の取り組みが極めて重要であること、とりわけ、地方公共団体における庁内体制の整備が必要であることなどが明記されています。

町でも、様々な対策を実施している旨を定例会6月会議の一般質問で答弁させていただきましたが、今回の通知を受け、8月3日に三春町熱中症対策推進会議を設置し、全庁的な体制を整えたところであります。

今年は残暑が厳しいことも予想されることから、熱中症対策を継続するとともに、今後は、毎年の対策に努めていきたいと思っております。

それでは、第7次長期計画後期基本計画に基づき、令和4年度に取り組んだ主な施策などについて説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

東日本大震災関連事業では、町内6カ所の仮置き場の現状回復工事を実施しました。

また、風評被害払拭への取り組みとして、除染後の空間放射線量のモニタリング調査、食品等放射能測定事業などを継続して行いました。

このほか、地域防災力強化のため、御木沢分団消防防災センターや防災避難施設管理棟の新築、役場駐車場内地下式防火水槽を新設するなど、消防施設や設備の充実を図るとともに、消防団員の処遇改善を図りました。

また、地区自主防災会活動の強化を図るため、防災士養成講座を開催し、新たに43名の防災士が誕生しました。

交通安全・防犯対策として、高齢者の運転免許証の返納を支援するとともに、カーブミラーの設置や防犯灯のLED化を促進しました。

次に目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道南原芋ヶ沢込木線ほか6路線の改良工事や舗装補修等工事を行い、住環境整備のため生活道路整備事業助成金を14地区に交付いたしました。

老朽化した橋梁対策としては、三春駅歩道橋など8カ所の点検を実施いたしました。

ごみの減量やリサイクルの推進、高齢者世帯の戸別収集について継続して取り組みました。

また、田村広域行政組合解散に伴い、町が新たに担うこととなる田村西部環境センターの運営管理や、し尿等の収集・運搬、浄化槽清掃の各業務についても体制の構築を行いました。

公共交通対策としては、現状の公共交通に係る課題を整理し、現状で想定される対策を取りまとめた「地域公共交通計画」を策定いたしました。

次に、目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取り組みであります。

子育て支援分野においては、ファミリーサポートセンター事業を充実させるため、事業の支え手である「まかせて会員」の育成を目的に、町独自の養成講座を開設いたしました。

また、子どもの目の異常を早期に発見し、弱視に対する適切な治療へ結び付けるため、乳幼児健診に屈折検査機器を導入しました。

現在整備が進められている岩江地区の認定こども園につきましては、園舎の基本設計、実施設計を取りまとめるとともに、建設予定敷地の造成工事に着手したところであります。

教育分野においては、令和4年度末の田村市立要田小学校の閉校に伴い、要田地区を三春小学校区に変更し、通学用のスクールバスの導入、数回にわたる交流授業の実施などにより、児童・保護者の皆さんに負担がかからないよう対応を進めました。

また、岩江小学校の校舎及び体育館の照明をLED化し、御木沢小学校の校舎を増改築するなど、教育環境の改善に努めました。

三春交流館「まほら」の活性化と町の音楽文化の振興を図る取り組みである「まほらミュージックプロジェクト」については、小中学生や高校生、一般の方などを対象に事業を実施し、音楽文化振興を推進いたしました。

国際交流事業においては、コロナ禍により各種制約を受けるなか、小中学生を対象に国内留学事業を実施し、国際感覚を身に付け、国際化を推進する人材育成を行うための事業を実施いたしました。

また、中学校における部活動について、生徒のニーズに応えるとともに、持続可能な運営体制とするため、部活動地域移行への取り組みも開始いたしました。

次に目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

各地区で開設された通いの場である地区サロンは56カ所にのぼり、百歳体操やスクエアステップなど介護予防の運動のほか、思い思いのプログラムを工夫し、楽しみながら健康増進が図られています。町は専門職講師を派遣し、介護予防の指導を実施いたしました。また生活支援コーディネーターが各サロンに出向き、新規立ち上げや企画運営に関する相談支援に努めました。

生活困窮者等支援事業としては、物価高騰対策の一環として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、原油・物価高騰支援給付金、電気・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金をそれぞれ交付いたしました。

新型コロナワクチン接種については、町内医療機関の協力をいただき、集団接種と個別接種により乳幼児を含め延べ約12,000件の接種を行い、感染による重症化防止に努めました。

また、コロナ禍後の町民の健康増進の拠点として、三春町保健センター内に健康運動機器

を整備し、町営ジム「マチトレ」の新年度開設に向け準備を進めました。

次に目標5の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」への取り組みであります。

農業振興対策については、関係機関と連携して新規就農希望者に対する総合的な支援を展開し、新規就農者の確保と育成、認定農業者の安定した農業経営への支援を行うとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による、農地の維持管理活動や集落での共同活動への取り組みの支援を引き続き行いました。

また、適正な農業生産管理を推進するためのGAP認証取得支援事業補助金や各種物価高騰対策事業の実施により、農業を取り巻く状況の変化に合わせた支援も行いました。

林業については、森林機能の保全や林業生産活動の促進のため、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する、ふくしま森林整備再生事業に取り組みました。

商工及び観光分野については、新型コロナウイルス感染症対策として、売上が減少している中小事業者に対する支援や地域経済の活性化や消費喚起への取組みとして、プレミアム付商品券発行事業を実施しました。

アウトドア環境の創出に向けた取り組みについては、モンベルストアの出店に係る合意形成や段階的な施設整備に向けた対応などを進めました。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、空き店舗を活用した新規事業者3店舗に対し家賃補助を行うなど、空き店舗対策事業への取り組みを進めました。また、城下町三春の魅力を積極的に情報発信するため、歴史民俗資料館において三春城VRを体験できる環境を整備いたしました。

滝桜が令和4年10月に国の天然記念物指定100年を迎えたことから、10月16日に三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念式典を3部構成で挙行し、滝桜に携わる関係者の皆様に感謝状を贈呈するとともに、滝桜の歴史と魅力の情報発信を図りました。

滝桜以外の桜についても、町内の桜の古木・大木調査を実施するとともに、桜についての勉強会を開催するなど、桜の保全・育成事業にも取り組みました。

国の登録有形文化財である旧吉田家住宅紫雲閣については、令和3年度に着手した修繕工事が完了し、一般公開を再開することができました。

次に目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。

人口減少・少子高齢化が進むなか、地域支え合いの仕組みづくりと併せ、地域の様々な課題に対応していくため、各まちづくり協会と協議を重ねながら、沢石地区による資源ごみの回収、中郷地区による移動支援に関する取組みを継続して実施いたしました。

次に決算の概要であります。

令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした感染症対策に最優先に取り組み、原油価格・物価高騰等の影響を受けた生活者及び事業者に対する支援事業やアウトドア・アクティビティ拠点施設整備事業などの対応も含め、計8回の補正予算を編成し、対応してきたところであります。

歳出決算額は、一般会計が9億2,072万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が4億9,901万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、1億5,510万円でありました。

町債については、令和4年度末借入残高が、一般会計で7億9,819万円、前年比2億2,203万円の増加となりました。

水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて1億2,613万円で、前年比2億5,510万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、91.2%と前年度より9.5ポイント増となり、依然として財政構造の弾力性は乏しい状況にあります。

また、国の基準に基づき算定した財政の健全化判断比率についてですが、実質公債比率は前年同率の7.4%、将来負担比率については13.2%と前年より2.8ポイント増となりましたが、指標の全てが早期健全化基準をクリアしております。今後とも体力に見合った町債の発行と効率的な財政運営に取り組むこととしております。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、幼保連携型認定こども園新築工事請負契約に係る議案、マルチコピー機（多機能端末機）購入契約がそれぞれ1件、三春町税特別措置条例の一部改正に係る議案が1件、令和4年度の水道事業会計未処分利益剰余金の処分に係る議案、宅地造成事業会計資本剰余金の処分に係る議案がそれぞれ1件、令和5年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、病院事業会計に係る補正予算がそれぞれ1件、教育委員会委員の任命に係る同意案件、固定資産評価審査委員会委員の選任に係る同意案件がそれぞれ1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件が1件、令和4年度一般会計ほか特別会計など歳入歳出決算に係る認定案件が10件で、計22議案であります。

報告事項は、財政の健全化に関する比率と第三セクターの経営状況の2件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

…………… **議員及び委員会提出議案の趣旨説明** ……………

○議長 日程第6、議員及び委員会提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 発委第8号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」。条例改正の内容等につきましては、掲載いたしました提出議案書のとおりであります。

令和5年8月18日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上、提出するものであります。ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

…………… **議案の質疑** ……………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第54号から発委第8号までの提案理由の説明に対する質疑です。

○議長 議案第54号「幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「マルチコピー機（多機能端末機）購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号「令和4年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号「令和4年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号「令和5年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第2号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第1号「令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第2号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第3号「令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第4号「令和4年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第5号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第6号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第7号「令和4年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第8号「令和4年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第9号「令和4年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

組まれた。工期の延長等により繰越となった事業を除き、予算に計上された事業は概ね予定どおりに遂行されている。

一般会計の歳入額は9億7,875万円で、固定資産税、繰越金、保育所債等の町債が増加したため、前年度に比べ2億3,285万円の増となった。自主財源である町税は、固定資産税が前年度と比べ4,678万円増となり、前年度比5.1%増加している。そのような状況にあつて、高い徴収率を維持していることは喜ばしい事である。

また、一般会計の歳出額は、「第7次三春町長期計画」に掲げる将来像の実現を目指した各種施策や事業、新型コロナウイルス感染症への対応、天然記念物指定100周年を迎える三春滝ザクラ記念事業に取り組み、前年度に比べ4億1,629万円増の9億2,072万円となり、翌年度に繰り越すべき財源である7,186万円を差し引いた実質収支は、4億6,617万円の黒字となった。

今後も、「第7次三春町長期計画」に沿って、関連する他計画との整合性を図りながら各種事業の展開を基本に、デジタルによる革新を図ることで、行政の事務効率化の先に、町民が幸せに暮らせる社会づくりを目指すことで、町民や地域の産業と連携していく行政運営に努めることを期待する。

特別会計では、実質収支が国民健康保険特別会計で2,170万円、後期高齢者医療特別会計で63万円、介護保険特別会計で1億9,957万円あり、町営バス事業特別会計及び放射性物質対策特別会計は0円であった。一般会計から特別会計への統計上の繰り出しでは、前年度と比較すると5億6,666万円減の8億1,552万円となった。

次に、令和4年度の町債発行額は、前年度に比べ1億7,000万円増の8億5,780万円となった。町債残高は、前年度から2億2,203万円増の7億9,819万円となったため、今後も更なる町債発行の抑制に努めること。

最後に、各種財政指標については、経常収支比率が91.2%で前年度比9.5ポイント増となり、適正とされる範囲を超え、財政構造の弾力性が損なわれている状況なので改善が必要である。また、将来負担比率は、前年度比2.8ポイント増の13.2%と将来負担が増加した。引き続き財政健全化に向けた積極的な行財政改革に取り組む必要がある。

以上、報告いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております、議案第54号から発委第8号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全員協議会において審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全員協議会による審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されますようお願いいたします。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第10、報告事項について。

報告第8号「令和4年度財政の健全化に関する比率の報告について」、報告第9号「令和4年度三春町第三セクターの経営状況報告について」、町長より報告がありました。このことについては、掲載しておきましたので、了承願います。

..... 散会宣言

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これにて散会します。ご苦労様でした。
(散会 午前10時38分)

令和5年8月19日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一八
8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	子育て支援課長	影山 清夫
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年8月19日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、4名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

なお、本日は、傍聴者の方々への案内、誘導等について、田村高校の6名の生徒さんにご協力を頂いており、併せて議場内で一般質問を傍聴していただきますので、あらかじめお伝えいたします。

ただいま出席している議員は14名です。

したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 これより本日の会議を開きます。それでは、脱衣を許します。

…………… ● ● 諸般の報告 ● ● ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… ● ● 一般質問 ● ● ……………

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

ここで暫時休憩します。

…………… ● ● 休 憩 ● ● ……………

(休憩 午前10時 3分)

<休 憩>

(再開 午前10時 4分)

…………… ● ● 再 開 ● ● ……………

○副議長 休憩を閉じ、再開します。

16番佐藤弘議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○16番(佐藤弘議員) 三春町の小中学校におけるいじめについてお尋ねいたします。

1、ここ三、四年にいじめと思われることがあった学校名と件数を教えてください。

2、三春中学校のいじめ問題について重大事態が発生したため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、調査を実施したとありますが、具体的に重大事態発生とはどのようなことですか。いじめがなかったとの結論ですが、何を根拠に、具体的に教えてください。

調査委員会報告書の提言は何か。

重大事態まで発生したこの問題についての学校長の責任、教育長の責任の在り方は。

教育長、答弁を願います。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目のご質問にお答えします。

いじめの疑いのある問題行動の認知件数について、国の問題行動等調査結果をもとにお答えします。

なお、全ての小中学校からの報告がありますが、学校ごとの回答につきましてもは支障がありますので、小学校・中学校別の件数でお答え申し上げます。

令和元年度は、小学校が53件、中学校は22件です。令和2年度は、小学校が79件、中学校は6件です。令和3年度は、小学校が28件、中学校が3件です。令和4年度は、小学校が93件で、中学校は6件です。

2点目のご質問にお答えします。

まず、三春中学校でのいじめ重大事態の疑いについてですが、いじめの重大事態とは、い

いじめ防止対策推進法第28条において、1項「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、2項「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされています。

今回の事案につきましては、この2点について、保護者と学校から重大事態に該当する疑いがあると申出があったことから、「三春町いじめ問題対策委員会」を設置し、専門家による調査を実施したものであります。

次に、いじめがなかったとの結論の根拠につきましては、今回の事案について、学校での当該生徒等への聞き取り調査の結果、また、対策委員会設置後に該当生徒及び保護者から提出された書類について対策委員会で調査した結果、いじめには該当しない、いじめにより重大事態が発生しているとは認められない、と結論づけられたものであります。

次に、調査委員会報告書の提言についてですが、スクールソーシャルワーカーが設置されていることを踏まえ、今回の事案では、いつ、どのような活用をすべきであったかを具体的に断定することは困難としながらも、同様の事案が発生した場合には、これを最大限活用し、早期に相談することが望ましいとされています。また、教育現場において、こうした関係機関や専門職の活用のあり方について、さらなる理解が進められるべきであるとされています。

教育委員会といたしましては、この提言を真摯に受け止め、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの積極的な活用について、学校に指導しているところであります。

次にこの問題についての学校長の責任、教育長の責任の取り方についてです。

校長は、教職員を指導し、関係する生徒への聞き取り調査を実施し、問題の解決を図って参りました。教育委員会では、学校からの報告を受け、必要な指導を行ってきたところであります。そして、校長及び保護者からの要請を受け、この事案が重大事態に該当する疑いがあるとし、いじめ問題対策委員会を設置し、調査を実施してきたところであります。

校長は責任をもって問題解決を図っており、この間、校長が替わっておりますので、事実確認について時間をかけて再調査を行いました。

学校現場においては、大小様々な問題が発生する可能性が高く、こうした問題について、校長は、担任等の教職員が一人で抱え込むことがないように、校長以下の教職員が組織として対応して、問題の早期解決を図っていくこと、また、課題や問題を抱えた児童生徒が相談しやすい環境づくりを充実させることが大切であり、教育長は、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン等に基づいた学校への指導を継続して実施し、適切に対応していくことが責任の取り方であると考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 1番目の件で学校名について支障があると。どういう支障があるのか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 この件に関しまして、全ての小中学校から報告が上がっており、それは年度によつての違いもありますが、どこどこの学校において何件発生したという事実は、その学校の評価に結びつくことがあり、これを公表することは望ましくないと考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 言っている意味が分からない。統合なんかすれば学校は1つしかないんで、そのときには申し上げることができないと。こういうことになるんでしょうか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 私が報告申し上げた内容につきましては、年度ごとに違いがあり、事案によっては既に解決しているものもあり、学校から報告された事実について、ここでお話することがふさわしくないというふうに考えたということが私の趣旨であります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 言っていることが分からないんですよ。学校名をなぜ言えないのか。「私の考えです」と私心で言っているんですか。明確に言ってください。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校名ごとの件数について申し上げられないとお話ししております。全ての小中学校からいじめの疑いがある問題行動の報告がこの4年間でなされております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 学校名について言えない理由を聞いているんです。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 前段で申し上げましたとおり、学校名と件数を報告することは、学校評価に、間違った評価につながる懸念があるため申し上げられないとお話ししました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 学校の評価って何ですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 それぞれの小学校・中学校が独自の教育活動を続けている中で、それぞれの学校で起こったいじめの件数をここで改めてお伝えすることが、学校の評判の低下につながる懸念があるという意味でお話ししております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 学校の評価が何で気になるんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校の評価について、「何年度に何件ありました。どこどこ小学校に何件ありました。どこどこ小学校に何件ありました。」という事実が、大きな想像による誤解を生んでしまう可能性があるという懸念が私にはあるので、そのことをお話ししております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 言っていることがよく分かっていないんじゃないですか。誰のための件数なんですか。件数が多いからってその学校が良いとか悪いとかって誰が決めるんで

すか。誰が言うんですか。明確に「この学校では何件出ています」となぜ言えないんですか。何を気にしているんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 それぞれの学校の中でのいじめの疑いのある案件について、ここでお話しし、そのことによって、どここの学校で何件いじめがあったということが、その学校の評価につながるということの懸念があるということを繰り返しお話し申し上げます。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 件数によって学校の評価が落ちようが落ちまいが関係ないんじゃないですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 いじめの疑いがあるという認知件数は非常にマイナスのイメージがあり、それが社会に広がっているということの懸念もありますので、そういった意味を含めてのお話であります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 全く話にならないですよ。何も「どこどこ小学校は何件」と言えればいい話でしょう。言えないなんて理由は全くない。個人的に言っているだけの話でしょう。その学校の評価が問われるとか、評価が問われるような学校であればしょうがないんじゃないですか。問われるのも当たり前だよ、そうなれば。それを隠すみたいなことを言っているから、教育委員会はおかしいと私は思いますよ。なぜ隠すのか。言って悪いのか。もう一度、最後に聞きます。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 繰り返しのお話になりますが、いじめという言葉に対するマイナスイメージ、そして、いじめの件数自体、それが現状も継続されているわけではなく、様々な面で解決が見られていることも含めて、それを踏まえた上で、学校別の件数は報告すべきでないという結論を私はいたしました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 話にならないので、次に行きます。

令和4年10月臨時会三春教育委員会会議録で、議案第44号「三春町いじめ問題対策委員会規則の制定について」、議案第46号「三春町いじめ問題対策委員の委嘱について」決定をしておりますが、間違いはないですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 間違いございません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) いじめ問題の条例の制定、決定はいつですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 令和4年10月21日であります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 条例決定が10月21日、その前、10月19日に教育委員会では規則並びに委員を決定している。おかしいんじゃないですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 委員委嘱の根拠となる条例が10月21日の議会において可決されれば、規則が施行され、その規則に基づいて委員の委嘱を行うことをご承知おきいただきたいという趣旨の上で教育委員会でお諮りしております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) まだ議会で決定をされない、議案として上程をされない中で委員についても決定している。おかしいんじゃないですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 その件につきましてはご指摘のとおりであります。いじめ対策委員会の立ち上げについて、急いで審議しなければならないという便宜上の趣旨からそのような経緯に至ったということであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 急いでいるからとかの問題ではないでしょう。議会で決定していないのに決めている自体が議会軽視じゃないですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議会軽視という趣旨の取組みをしたということではありませんが、時系列から考えると、それは認めざるを得ないかというふうに考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 議会軽視でしょう、はっきり言うと。答弁してください。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議会軽視の弁については否定はできませんが、万が一、議会において否決された場合は教育委員会での決定は無効になるということの考えの下に進めておりました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 否決したことが、認めると言っているのだから議会軽視ってはっきり言ってくださいよ。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議会を軽視する意図は全くございませんでした。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 議会を軽視する意図がないとかあるとかの問題じゃないでしょう。実際、軽視でしょう。決定前に決めているわけですから。何、ああだこうだ理屈を述べてんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 先ほどお話を申し上げましたとおり、議会で否決された場合については、教育委員会での決定事項は無効になるということの前提で進めておりました。議会を軽視するという意図は全くございません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 先ほど議会軽視を認めたようなことを言って、今度は軽視をする考えはないと。実際、軽視でしょう。決まる前に決めてるんですよ。そういうことが行われていいんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議会を軽視する意図は全くありません。教育委員会で、日程上、議会の決定を経た上で承認していただけるような取組みをしたことについては、その誤りを認めたいと思います。申し訳ありませんでした。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) あまりにもお粗末じゃないですか。議会で決定する前ですよ。それについて…。同じことをやっていると私の持ち時間がだんだん少なくなるんで、いいかげん1回で答弁できるようにしていただきたいと思うんですけど。

決定前に決定したということですよ。議会で決定した後を決めるべきではなかったんですか。「そうだと思いますけども、それについてはそういう意図でないから謝ります」、そんな答弁があるんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 繰り返します。万一、条例が議会で否決された場合については、教育委員会での決定は無効ということを前提に準備させていただきました。この勇み足とも言える教育委員会の設定については十分反省しております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 全く話になりませんよね。

第1回対策委員会、10月26日に教育委員会より出された報告書や諸資料とは学校からいつ上げられたものを言うのですか。お尋ねします。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1回いじめ対策委員会に提出した教育委員会からの資料は、随時、学校から寄

せられていた報告書を全て精査した上で委員会に提出したものであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 第1回委員会はそれだけで調査の方針を決めたんですね。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 対策委員会の審議内容については非公開になっておりますが、第1回の初めに当たり、どのような方法で委員会での審査を行っていくのかということが話し合われたということになっております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 第1回はそれだけの資料で終わったと。このように言われておりますけれども、そうでないですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1回いじめ対策委員会について協議された内容について、お話しできる部分についてお話し申し上げます。

この委員会では、いじめ重大事態の調査に対するガイドラインにより、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、そして調査結果の提供、6項目について確認がなされたということであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 調査委員会はそれだけの資料で、あとは委員会を開いていったんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまご報告申し上げました6項目のうち、調査方法について、既に三春中学校で当該生徒・保護者、教職員、関係する生徒への聴取を実施しているのです、その聴取を基に調査を行い、必要に応じて追加調査を実施するということが話し合われております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) よく質問を聞いてくださいよ。学校から上がった資料だけでは調査したんですかと聞いているんです。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1回の対策委員会での確認事項についてご報告申し上げました。第1回対策委員会に提出された資料は、当然、学校から寄せられたものでありますので、その資料を基に、必要に応じて追加調査を実施する、そして、なお、生徒本人及び保護者から申立てについてあれば受理するという事も併せて話し合われているということが記録に記載されております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 第1回についてはとっくに終わっていますよ。それ以降、それだけの資料でやったんですかと聞いているんですよ。それ以降。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 2回目以降の対策委員会につきましては、当該生徒また保護者から提出された資料も併せて審議がされております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 被害者から意見の提出があった、今、そういう話がありましたけれども、これはどうしてあったんですか。求めたんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 平成…。失礼しました。令和4年10月26日、第1回いじめ問題対策委員会が開催された後、11月1日に当該生徒及び保護者の方に国ガイドラインで示された6項目についてご説明を申し上げ、第1回の委員会の概要を説明させていただきました。その際、11月1日付で公文書の開示を行っております。それを基に令和4年11月15日に開示文書に対する当該生徒及び保護者の方の意見書が提出されております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何に対しての意見書が出されたんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校から出された報告書についてであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 学校からの報告書。学校からの報告書を被害者に渡したんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校から提出された報告書は公文書でありますので、その公文書に対する請求についてお出ししたものに關する意見書だというふうに考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何回も言うんですけども、私の質問をきちっと聞いてください。委員会として学校の報告書を渡して、「これに意見を出してくれ」と言ったんですか。渡していないんじゃないですか。それを聞いているんですよ。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 報告書は渡しておりません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 渡していないのに学校の報告書について意見をもらった。どういうことなんですか。渡しもしないで「意見を出せ」なんていうのはとんでもない話ですよ。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 当該生徒・保護者の方からの開示請求に基づく開示に対しての意見書を頂いたということであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 当該者が開示請求をやって、料金を払ってもらって、それについて意見をもらって。開示請求をしなかったら意見出せなんていう話がないよね。出なかったですよ。開示請求したので分かったからそれで意見を出せ。金を出させて意見を出せなんてとんでもない話ですよ。

意見を出させるんなら「学校の資料はこうです。これに対して意見をください」というのが当たり前でしょう。それをやらないで、開示請求をしたのを分かって、金を払って資料を得たのを分かって、それについて資料を出せなんてとんでもないよ。何を考えているんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 まず、一点、お話ししておきたいのは、学校からの報告書には、関係する該当生徒、該当保護者、それから関係する生徒、関係する保護者との聞き取りが全て網羅されておりますので、それを基に審議していただくべく委員会に出させていただきます。

委員会では、先ほどお話ししたとおり、それを基に調査を行い、必要に応じて追加調査を実施するということを確認されておりますので、そのような流れで委員会は進んでおりました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 答弁になってない。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 反問権をお願い申し上げます。現在の質問事項について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○副議長 ただいまの反問権の行使請求について許可します。

事務局はこれより残り時間を停止してください。

添田教育長。

○教育長 もう一度、質問の趣旨を確認させてください。お願いします。

○16番(佐藤弘議員) 再度、申し上げます。

学校からの資料に対して意見書を上げてもらったと。「学校からの資料に対して」と言っているんですから、学校から上がった資料を当該者に示して「これについて意見を」と言ったんではないですか。そういう質問をしました。

そうしたところ、実際は示していない。示していないと言うのであればどうなの。それは開示請求をしたのが分かったから、それについて意見書を出してくれと言ったんではないですか。開示請求をしたと分かなければ、意見を出せなんていうことはなかったんじゃないですか。

開示請求というのは、本人が、コピー代、金を払って、もらう。金を払ってもらったのに

それに対して意見を出せなんてとんでもない話ではないですか。こういうことを言ったんです。

○副議長 反問権について回答がなされました。これでよろしいでしょうか。

教育長。

○教育長 はい。結構です。

○副議長 これで反問権を終了します。

○教育長 ありがとうございます。

○副議長 これより一般質問を再開します。

事務局は残り時間の停止を解除してください。

添田教育長。

○教育長 第1回対策委員会に報告した資料につきましては、当該生徒、関係生徒、当該保護者、関係保護者にはお渡しはしておりません。個人情報もしっかり明記されているものがありますので、そこはやっておりません。

ただ、第1回委員会の開催後に「委員会に申し出たいことがあれば意見を申し出てください」ということを該当生徒・保護者にはお伝えしております。それを受けての開示請求、そして意見書の提出だというふうに考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何に対して意見を出してくださいと言ったんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1回対策委員会終了後、該当の生徒、該当の保護者の方にいじめ重大化に関するガイドライン6項目の説明を行いました。そして、その6項目の内容について意見があれば申し出てくださいというふうに話をしております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 先ほど「学校から出された資料について意見を求めた」と言いましたよね。何で変わるんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 対策委員会に対する意見ということでお話を申し上げました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 先ほど学校から出された資料について意見書をもらったと。意見を出していただいたと。そういうふうに言わなかったんですか。

○副議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1回の対策委員会の後については、対策委員会に対する要望について何か意見があればお聞かせくださいというお話をしております。その後、再審請求があり、資料について意見を出されたものについては、その後、学校から委員会に出された書類について該当の保護者及び生徒から意見書が提出されております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何度も同じことで私も何を言ってもいいか困ったんです。

開示請求があったのが分かって「意見書を出せ」と言ったんでしょう。開示請求をして、自ら言われぬのに意見書を出したわけじゃないでしょう。第2回が11月16日。その2日前ですね、意見書を出したと言ったのは。違うんですか。同じことを何回も言わせないでください。時間が過ぎていく。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 意見書の提出の経緯について、もう一度ご説明いたします。

11月1日付で当該生徒及び保護者の方から公文書の開示請求を頂きました。それに対して11月15日付で開示文書に対する意見書が提出されましたので、本人及び保護者の方の了解の下に第2回問題対策委員会へ意見書を提出しております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 開示請求があったから2日くらい前にそれに対して意見書があれば出せと言ったんでしょう。そう聞いているんです。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 意見書につきましては、こちらから求めたものではございません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 2日前に出してくれと言ったのは誰なんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 時系列をもう一度確認させていただきます。

11月1日付で公文書の開示の請求を頂きました。その件に関して、もし意見があればご提出くださいということ事務局よりお話しをしているということでもあります。それが11月15日付で開示文書に対する当該生徒・保護者の方の意見書として提出されております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 大体、第2回、11月16日に開催するということも言っているんですよ。それまでに出してくださいと言っているんですよ、本人には。本人に私は聞いているんですよ。2日しかなかったのに一生懸命書いて出したんです。言わなければ出さないうね。出すにしたらゆっくり出しますよね。なぜ16日まで2日しかないのに出せと言ったんですか。言わないんですか、誰も。

○副議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

再度、時系列でご説明をさせていただきます。

令和4年の10月19日付で当該生徒・保護者から公文書の開示請求が出されております。10月26日に第1回のいじめ問題対策委員会が開催されるということで担当者として、この公文書開示請求が対策委員会に対する資料あるいは意見を提出するためのものと

いうふうには判断しておりませんでした。

11月1日付で、公文書の開示と、それから10月26日の第1回の委員会の概要説明を同時に当該生徒並びに保護者の方に私の方から申し上げております。その際に第1回目の委員会で、先ほど教育長より答弁で6項目の説明をさせていただきましたけれども、その中で、この6項目について何らかのご意見等があれば意見書等の提出をお願いいたしますというふうに伝えております。

なお、その際に公文書の開示をいたしておりますので、先ほど議員ご指摘のとおり、公文書の開示に伴う意見書の提出というふうには受け止められたという可能性は私も否定はできないというふうに考えております。

以上です。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 公文書の開示をした、それはそれであれなんですけども、6項目について意見がなかったらそれで終わりですか。

それから、先ほど言ったとおり、2日前に開示されて、それについて16日から第2回が始まるんで出してくれと言わなかったんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

「6項目について意見がなかったら」ということですが、それでも、「なかったら出さなくても良い」というふうなことはもちろん申し上げておりません。

なお、6項目の中には、この問題に関しまして当該生徒がどのように感じていたのか、当時の状況等について何か申出があれば、委員会の方に申し出て下さいということについてはお伝えをしております。

それから、2点目です。「11月16日までに出せと言ったか」ということですが、その点につきましては、私失念しておりまして、当該者がそのように記憶されているということであれば、そのように申し上げた可能性は否定できません。

以上です。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 国会答弁のようなことを言うんだね。否定できない。否定できないも何も言ってんだから記憶にないみたいなことは言わないでくださいよ。仮にそうであれば、有料で取ったものについて出せって言っているんですよ。それは問題じゃないですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、公文書の開示請求に当たりましては、当該生徒に関わる教育委員会で保管している公文書の開示を求めるという形で請求が出されております。

当然、教育委員会で保管しているものの中で個人情報等が含まれますので、墨塗りという形で個人情報に十分配慮した上で開示をしておりますが、その開示の目的等におきましては、この委員会において提出された資料に関して意見書を提出するための開示というふうには

判断しておりませんでした。

なお、先ほども申し上げましたが、11月1日付でこの公文書を開示し、その場で「委員会に対して何か意見があれば申し出てください」というふうにお伝えしておりますので、その点が公文書の開示と意見書の提出というものが組み合わされたというふうに捉えられたのかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 次。学校からの報告書を主に委員会が進められたようですね。

被害者の意見書については、ほとんど受け入れられなかったようではありますが、学校の報告書が正しい、間違いがないという確証があるんですか。お聞きします。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 先ほどお答えさせていただいたとおり、学校からの報告書については、公平、公正、中立の徹底という指導の下、記録を詳細に残すことを学校にも伝えて指導しておりますので、該当生徒・保護者、関係生徒・保護者の記録については、間違いはないというふうに確認しております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) すばらしい報告書だと。こういうふう間違いないと。学校の報告、「令和3年8月27日、担任が被害者宅を訪問」と記録されています。訪問なんかしてないんです。こんなでたらめを書いている報告書です。違うんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまご指摘の点につきましては、学校から訂正の請求があり、訂正をさせていただきました。その1件のみであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) これ、訂正したのはですね、令和5年2月21日。報告書も全部できて、全く関係ない時期に教育委員会から訂正が出されている。何なんですか、これ。委員会の中で訂正しなくてやっている。

「1点のみ」と言いましたよね。「令和4年3月24日、校長から対面で話をしたい」と。こういう記載がある。校長でなくて教頭なんですよ、これ。こんなでたらめもあるんですよ。どうなんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1件目の記載事項の訂正につきましては、当然、委員会の中でそのことはお伝えしてあります。ただ、情報としての訂正願いを頂いておりましたので、1月30日付で頂いた情報の訂正願いに対して当日付けで授受し、2月21日付で自己情報一部訂正決定通知書を交付させていただいたということになります。

2件目の「校長からの話」ということではありますが、連絡をさせていただいたのは教頭であり、教頭から「校長と話をぜひお願いしたい」という依頼がなされたという記録が残って

おりました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) またまたよくでたらめを言えますよね。「3月24日、校長から対面で話をしたい」と。そういう記載になっているんですよ、学校報告は。それは校長から対面で話をしたいというのが事実です。

それも24日でなくて日にちは3月の17日。日にちも誤っているんですよ。そういうところは全然無視しているんです。間違ったところを間違ったなんて一言も言わない。今も言いませんけども。

さらに、提出された報告書、2年のときの欠席日数101日とあります。しかし、本人に出された通知書102日とあります。公式文書こんなのがですね、適当に書かれているなんてとんでもない話ですよ。これも提起されていますけども、全然、直すなんていう感覚がない。困ったもんですよ。どうなんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 2点目の欠席日数、102日、101日については、詳細の確認ができておりません。そのことを申し上げます。

教頭から「校長が面談をしたい」という旨の申入れをさせていただいたことについては間違いがないというふうに考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何ではぐらかすような答弁をするんですか。「3月24日よ、3月17日だよ」と言ってる。ここは全然答えない。

公式文書で101日、片方は102。これちゃんと出してあるんですよ。違ってるって。出してあるのに全然見てないということですよ、今。確認も何もできてない。確認も何もしていないんでしょう、出されているのに。どういうことなんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2年次の欠席日数が101、102日については、現状、確認する資料がございません。

それから、3月17日、24日につきましては、手持ちの資料では3月24日に校長から対面でお話をしたいという連絡が教頭からなされたというふうに記されておりました。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 指摘をされるとそのことについての答弁をしない。「3月24日ってそうありますよ」と言うだけで。「3月17日ではないですか。それは間違いですよ」本人が言っていると私が言っても「3月24日です」。

101日、102日、これ公式文書で出してるんですよ。それも「間違ってますよ」って出してるのに全然見てない。そういうような学校からの資料。何が間違っていない。正しいって言い切れるんですか。再度、お尋ねします。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○**教育長** 細部の修正についてはこの場で主張すべき資料がありませんので何とも申し上げられませんが、本質に関わる訴えや、それから出来事については、学校は複数の教員で聞き取りを行い、それを確実に回数を重ねて、該当生徒、該当保護者、関係生徒、関係保護者に聞き取りをしてまとめてありますので、そこについては学校の見解を尊重しております。

○**副議長** 質問があればこれを許します。
16番。

○**16番(佐藤弘議員)** 学校の報告書に対して被害者側から、「違う」という、そういう意見書は何か所ありましたか。全て被害者から出されたのは、信用できない。学校が正しいと。こういうことですか。

○**副議長** 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○**教育長** 被害生徒・保護者から出された資料、そして学校から出された資料、それを、いじめ対策委員会、いわゆる第三者委員会が精査をしておりますので、その件に関して、今、議員ご指摘の点に私からお答えすることはありません。委員会での審議ということでございます。

○**副議長** 質問があればこれを許します。
16番。

○**16番(佐藤弘議員)** 疑わしい資料を委員会に出して、「あとは知りません」なんて言い方はおかしいんじゃないですか。

被害者が学校に出した診断書について、調査報告書で「一般的に、患者、その保護者の主訴に依存して作成せざるを得ないことからすれば、診断書で判断できない」と記載されている。さも診断書がおかしいと言っている。用意できるものではない。何故なんですか。

○**副議長** 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○**教育長** ただいま議員が発言された内容につきましては、調査委員会での内容についてお話しをされたことでありますので、その件について私からはお話しできません。

○**副議長** 質問があればこれを許します。
16番。

○**16番(佐藤弘議員)** 今の件について、調査委員会に対して意見を出してるんですよね。その調査委員会が答弁することを、再調査報告書の中で教育委員会が、「学校（教育委員会）といたしましては、お答えする立場にはないかと存じます」。

これ教育委員会に対して出してる意見でないんですよ。調査委員会で「あったら意見を出してください」と言っているのに、出したのに対して、何故教育委員会が答弁しているんですか。おかしいんじゃないですか。

○**副議長** 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○**教育長** ただ今の16番議員の質問につきまして、考え方を確認したいので、反問権の行使をお願いします。

○**副議長** ただいまの反問権の行使請求について許可します。
事務局はこれより残り時間を停止してください。

16番佐藤弘議員。

○16番(佐藤弘議員) 何を反問するのか、言ってもらわないと。

○副議長 添田教育長。

○教育長 ただいまの16番議員のご質問につきまして、何の資料を基にご発言されているのか、不明であります。お教えいただければありがたく存じます。

○副議長 16番佐藤弘議員。

○16番(佐藤弘議員) 令和5年4月5日、三春町いじめ問題調査委員会、委員長、タキタ…。これはミツオというんですかね。ここで意見を求めているわけです。

これについて、先ほど言いました、診断書が被害者また保護者の言うなりに作られている、したがって、その診断書を正當的に判断できないと。こういうような報告書になっている。そのことについて、それはおかしいのではないかと。そんなこと言ったら一般の診断書そのものが全部適当な診断書だと。この調査委員会の人が医者が出す診断書について言っているのと同じになる。そういうことも含めておかしいのではないかとという質問を調査委員会に出してるんです。

その出してるのに対して、再調査報告書6ページ、「学校(教育委員会)としましては、お答えする立場にはないかと存じます」って答弁です。これ、教育委員会、学校についての質問でないですよ。調査委員会で「出せ」と言ったから出しているんですよ。したがって、調査委員会として答弁しなきゃいけないですよ。何で教育委員会が答弁しているんですか。おかしいんじゃないですかという質問です。

○副議長 反問について回答がなされました。これでよろしいでしょうか。

教育長。

○教育長 ありがとうございます。

○副議長 これで反問を終了します。

以上で反問権の行使を終了します。

これより一般質問を再開します。事務局は残り時間の停止を解除してください。

質問があればこれを許します。

教育長。

○教育長 ただいまご指摘いただきました内容につきましては、該当の生徒・保護者からの意見、所見と学校等の所見についての違いについてのご指摘であります。その部分について、学校側からの意見として書かれているものであることをご報告申し上げます。したがって、この件に対する弁明はありません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何故委員会で答弁できないんですか。委員会に聞いているんですよ。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまの議員のご指摘につきましては、三春町いじめ問題調査委員会の中身について記されております。これについて、教育委員会は意見を具申すべき立場にはございません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 次。学校教育委員の対応の問題点はないと言い切っているが、何

で長期化したのか。また、学校に令和4年3月11日に訴えがあった重大事態について、令和4年8月30日に教育委員会報告。なぜこんなに報告が遅れて出てきた。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 この案件につきましては、当該生徒が関係生徒との間で非常に悩みを抱えるもめごととなっております。つきまして、教育委員会として学校には先ほどお話し申し上げたとおり「公正、公平、中立の徹底を図って、具体的な事実をしっかりと調査するように」というふうにお伝えしました。

その中で、今、議員からご指摘があった時系列について、若干、私たちの見解を述べさせていただきますが、3月11日に当該保護者の方から「これは重大事案ではないのか、いじめではないのか」という学校への調査の要望が届けられました。

それについて、令和3年度に校長は教頭に「この件について学校としての立場をお話ししたいので、ぜひお話の機会を」ということで申入れをさせていただいたのですが、残念ながらそれはかないませんでした。

令和4年4月1日、校長が新しい校長になったところに該当の生徒のご両親が来校され、重大事案として再調査の要請をなされました。学校は、担任、学年主任、様々な教員が複数で対応し、該当生徒、関係生徒、該当保護者、関係保護者に聞き取りをし、それがまとまったのが7月末であり、そのことの報告を申し入れたところ、8月29日にご両親が学校においていただけるということで、そこで説明させていただいたという記録が残っております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何故これだけの期間、報告がなかったのか聞いているんです。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 当該生徒、関係生徒、当該保護者、関係保護者への聞き取りに時間を要し、より詳細な記録を残すための調査ということを行ったために、時間がかかったということであります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 質問されている意味が分かってるんですか。3月11日に学校に訴えがあった。あったらすぐ教育委員会に「こういうのがありました」と報告するのが当たり前じゃないですか。それが何故8月30日なんですかって聞いているんですよ。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 繰り返しのお話になりますが、3月11日に内容証明で学校にいじめの重大事案についての相談の文書が寄せられ、それは当然、すぐに私たちも確認しております。

それについて、繰り返しのお話になりますが、前校長の見解について当該保護者と当該生徒に説明すべく日程を調整したのですが、それはかなわず、4月になり校長が替わったところで、当該の生徒及び保護者のご両親から「もう一度詳細な調査をお願いしたい」という申入れがあり、3か月間にわたって調査した結果を8月29日にご両親に報告したということになっております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 私が今質問しているのは、町の報告として三春中学校から令和4年3月11日付であったのが、令和4年8月30日に教育委員会に報告があったと。これが議会で報告なんです。何だかんだと言っていますけれども、報告としては、学校が3月11日、教育委員会には8月30日。これは何なんですかって。だから、聞いているんです。

○副議長 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○教育長 3月11日に内容証明の郵便が当該保護者の方から学校宛てに届きました。それについて、当然、教育委員会は報告を頂いておりますが、回答を求められていたのは学校であります。私たち教育委員会としては、そういう事実があったということを学校から報告を受け、教育委員会に8月に報告したということになっております。

○副議長 質問があればこれを許します。
16番。

○16番(佐藤弘議員) じゃあ、町の議会に対する報告はでたらめだと。こういうことですね。この報告。発生している内容の訴えが郵便で届いたことなどについて、11日、4年8月30日に教育委員会の報告があった。

○副議長 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○教育長 3月11日に該当の保護者の方から学校に内容証明の郵便が届けられました。そのことを踏まえて、学校は先ほどお話ししたとおり再調査をし、そしてその結果も踏まえて8月末に教育委員会に報告したという議会への報告に誤りはありません。

○副議長 質問があればこれを許します。
16番。

○16番(佐藤弘議員) 先ほど3月11日に学校にあったときに教育委員会でも聞きましたと言ったよね。今、言ったのとは違うんじゃないの。議会報告のこの文書が間違いだということなんじゃないですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○教育長 3月11日に該当保護者から学校に対して「重大事案ではないか」という内容証明の郵便が届きました。学校は郵便が届いたことを教育委員会に報告いただいております。私たちがそのことを教育委員会に報告したのが8月末ということで、さらに議会の報告がその後ということなので、その件についての相違はありません。

○副議長 質問があればこれを許します。
16番。

○16番(佐藤弘議員) また話にならないので、次。教育委員会として、委員会として、この問題について、一切、委員会で話をしてない、これはどういうことなんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。
添田教育長。

○教育長 教育委員会の報告は、先ほど一番最初にお話しをした問題行動による調査によって学校から何件いじめがありましたということはもちろんまとめて報告するのですが、詳細については報告はしてありません。

今回、大変、心を痛めている生徒がいたという事実から、学校は一人一人の聞き取りを行

い、事実関係を調査し、それが重大事態に当たるかどうかという調査をし、それがまとまって、どうしても判断がつかないという段階で、総括的なお話がまとまって上げられてきた段階で教育委員会に話題として出ささせていただき、そこから検討委員会の立ち上げについての議論、話が進んだということになっております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 私聞いているのは、三春中学校のいじめについて教育委員会として話し合いをしなかったですねと聞いているんです。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 教育委員会の議題として上げさせていただいた8月末については、繰り返しますが、第三者委員会の立ち上げに関するものであり、それ以前にも非公表で情報については共有しております。会議録には残されておりましたが、いじめの詳細につきましては、様々な案件については協議しております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 教育委員会として、議題として話は全くしなかったと。こういうことですね。分かりました。

調査報告について、教育委員会の所見での教育委員の発言。いじめの前の不登校について「もともと学校に行きたくないと思って休んでいたのではないかと思った」「以前に何かあったのか気になった」とかいじめ以前のことについて話をしている。何の所見なのか。教育長も課長も止めることはない。この話し合い、所見、異常だと感じます。

振り返ってどうですか。おかしくないですか。いじめに関する所見ですよ。その前の休んでいるのにあだこうだなんて言っている自体、止めようとしなさい。おかしいようです。どうですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えします。

ただいま議員ご指摘の点につきましては、いじめの重大事態の第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」という重大事態の定義に関する関連の質問、意見であったということであると考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) いじめに関しない休みについてまで云々なんていうのはおかしいんじゃないですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある」という案件につきましてはの討議内容だというふうに考えています。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) いじめと何の関係あるんですか。いじめ以前の問題で何で所見でやっているんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 いじめにより不登校の状態にあったということの前提として、どういうことなのかという意味での質問がなされたということでもあります。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) いじめ調査委員会の報告に対する所見でしょう。それが何で委員会でいじめ前の休みまで云々しているんですか。おかしいんじゃないですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまご質問を頂いている内容につきましては、教育委員会での議事の中からのお話かというふうに存じておりますので、私の方はその内容についてお話しをさせていただきました。教育委員会の議事でございます。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 教育委員会で調査報告に対する所見を求められた中での発言ですから今の答弁はおかしいんです。町調査委員会について、何のための調査なのか。同じメンバーが同じような資料でやっているのに、違う結果が出ることはあり得ない。被害者から何度も同じことを聞いて否定をしている。

学校の報告書で、「本人が『いじめられている感覚はない』と言っている」とあるが、本人は一貫して「感覚はない」とは言っていない。主張している。何故認めようとししないのか。委員会も何を調査しているんですか。教育委員会も何を調査させているんですか。

委員も本人に会って話をしている。一言、「いじめられていると感じていたんですか」と聞けば「そうです」と答えているんですよ。それを全然、意識してこれを聞かないのか。「いじめられている感覚はない」と学校で言ってる。そういう主張ばかりしているんです。おかしいんじゃないですか。誰に寄り添っているんですか。

今までも寄り添って今後も寄り添っていく報告書であります。誰に。学校に寄り添っているんですか。被害者に寄り添った発言は一言もない。本人からも事情聴取して聞いている。

「今でも苦痛だと思っている」と言っているのに、全然どこにもそれが載らない。おかしいんじゃないですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 当該生徒が関係生徒との間で非常に悩みを抱えるもめごとが起こっていたということを詳細に明らかにしていくのが対策委員会、調査委員会の使命ということになっております。

それにつきましては、該当する生徒も関係する生徒も三春の大切な生徒だということでもありますので、あくまで公正・公平の立場で様々な意見を聴取して委員会に諮っております。委員会での審議については、非公表でありますので、ここで私から見解を申し上げることはありませんが、今、お話しをしたような考え方の下、学校も教育委員会も全ての案件に対応

しております。

○副議長 質問時間が残り4分を切りました。時間内に質問をしてください。

質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 何故本人のそういうことを聞かないんですか。聞かなかったんですか、調査して。いじめられている感覚はないと。学校の聴取がそうだからそうだと何で言い切っているんですか。再度、答えてください。

再検討結果で、いじめの認定に影響を与える事実関係についての所見についても、学校の言い分との対立が見られ、「Aの主張する事実関係をそのまま認定することが困難だ」とありますが、そうであれば、当然、学校の言い分も認められないということですよ。何で一方向的にAの主張だけが認められないと言っているんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 いじめ問題対策委員会、いじめ調査委員会につきましては、委員がその場で提出された様々な資料を基に検討がなされたということでありますので、私の方から何故ということにお答えできる答えはございません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 調査報告書の文章的におかしくないですか。対立があるんだから片方は認められない。対立があるなら両方認められない。普通はそうです。そうじゃないですか、教育長。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第三者委員会でかけられたその案件につきましては、全ての案件を公平に審議するということが大前提ですので、その結果がそういうことだったというふうに認識しております。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 先ほど言いましたよね。学校の間違った報告、これについては何ら触らないで、それが正しいって言えるんですか。おかしいんじゃないですか。やり直しですよ。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校の報告書に記載されていましたが誤りにつきましては、この場でお詫びをしながら訂正させていただきたいと思いますが、内容につきまして、当事者に関わる内容については、それぞれの主張があり、それをもって第三者委員会で公正に判断するというふうに考えておりますので、私の方から申し上げられるのはそこまででございます。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) 聞いたのは該当生徒・保護者からだけ聞いて、それで学校から上がってきた書類については、何ら違ったところについて聞いていない。結果的にはそのまま委員会に預けて、あとは委員会任せだ。こういう教育委員会の態度がどうも私は許せない。

あとは言えない。委員会で決めたんだ。委員会で決めたことがおかしいければ「おかしい」と言うのが教育委員会ではないですか。

提言でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用について「本件において、いつの時点でどのような活用をすべきであったと具体的に断定することは困難である」。これ終わった事件ですからね。

それについて「困難である」と言っておいて、「同様の事案が発生した場合、最大限活用」と言っている。同様の事案が発生した場合、活用できるんですか。「分からない」と言っているんですよ。実際に起きた問題で「具体的に判断するのは困難だ」と言っていて「同じ問題が起きたら最大活用」と言っていることが支離滅裂だと思うんですが、どうなんですか。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまの教育委員会への提言につきましては、調査委員会から教育委員会に示されたものであります。中身につきましては、「内容が整合しないのではないか」という委員のご指摘もありますが、それにつきましては、委員会から私たちに示されたものでありますので、私に答える権利はございません。

○副議長 質問があればこれを許します。

16番。

○16番(佐藤弘議員) ということは、委員会が分からないというでたらめを書いているってことだよな。

三春町いじめ防止等に関する条例2条、いじめについて「心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」。したがって、いじめであると。いじめがあったと断定できると思います。

総務課長から最後の再調査について説明があった際に、本人から「今でも苦痛を感じている」はっきり申し上げてある。したがって、いじめであったと。いじめがなかったなんていうことはどこにもない。

○副議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 当該生徒が関係生徒との中で悩みを抱えるもめごとが発生し、それをいじめと認定できるかにつきましては、いじめの重大調査のガイドラインにおいて、国は、教育委員会や学校は「詳細な調査を行わなければ、事実の全容は分からないということを第一に認識し、いじめはなかった、学校には責任はないと判断をしないこと」、そして、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの全容解明、当該いじめ事案への対処、同種の事案の再発防止を目的とする」ということが法律に明記されておりますので、その法律に基づいていじめ対策委員会が設置され、審議されたという内容を報告させていただいたということでもあります。

以上です。

○16番(佐藤弘議員) 最後の答弁ない。条例でいじめではないということについての答弁がない。答弁してください。

○副議長 教育長。

○教育長 今、お話しをした件の結論として、三春町いじめ対策委員会、それから、いじめ問題調査委員会において、この件について、いじめに該当すると評価できないという趣旨の判断を頂いております。

- 16番(佐藤弘議員) 2条についてはどうなんですか。教えてください。
いじめの定義、2条ありますよね。それについて私、最後に言ってるんです。本人がいじめだと思ったらいじめですよ。
- 教育長 法律上、第2条には確かにそのように明記されておりますが…。
- 16番(佐藤弘議員) 法律上じゃなくて条例でそうだって言ってます。
- 教育長 条例でそのように表記してありますが、その内容の審査につきましては別件、表記…。
- 16番(佐藤弘議員) 条例の審査なんていうのはどこでできるんですか。
- 教育長 いじめの認定についての審査であります。
- 16番(佐藤弘議員) 条例についてはそうでしょう。
- 教育長 条例はそうです。
- 16番(佐藤弘議員) したがって、いじめでしょうと言っているんです。聞いているんです。
- 教育長 一般的な解釈としてはいじめ…。
- 16番(佐藤弘議員) 一般的も何もないんですよ、条例の解釈は。
- 副議長 16番議員。
- 16番(佐藤弘議員) 答弁をきちっとしてくださいと、私は…。
- 副議長 16番議員、質問時間が…。
- 16番(佐藤弘議員) 質問はしてません。答弁を聞いてるんです。
- 副議長 制限時間となりました。
以上で、16番佐藤弘議員の質問を終結します。
ここで暫時休憩といたします。

……………・・ 休 憩 ……………
(休憩 午後12時17分)
< 休 憩 >
(再開 午後12時19分)
……………・・ 再 開 ……………

- 議長 休憩を閉じ、再開します。
5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。
第1の質問を許します。
- 5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問いたします。
1件目、学校給食について。
全ての子どもたちが健康に育ってほしいというのは国民の願いであります。2005年に制定された「食育基本法」では、食育の推進に関する取組みを「国の責務」として定め、学校等での食育の重要性を強調し、地域の特色を生かした給食の実施を推進すべきとしました。給食は、まさしく教育活動の一環であります。
お手元にお配りしました資料、こちらは、新日本婦人の会、全国20万の会員がおります、の運動の一つであります、学校給食費の無料化を実現するための会、学校給食費の無料化を求める会の資料であります。

この会の資料によりますと、今年の1月で学校給食費の無料化や補助をする自治体は、県内59市町村のうち44市町村と、全体の7割を超えていました。そして、この7月、先月にはさらに広がりまして、51市町村となり、8割を超えております。つまり、三春町は実施していない残り8市町村の一つとなったわけでありまして。

学校給食費は年間5～6万円と、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額のため、無料化にすることにより、保護者の負担が大きく軽減されます。また、コロナ禍や物価が高騰する中、保護者の経済的負担は増しており、学校給食の役割や無料化を求める声はますます大きくなっております。

そこで以下の3点について質問いたします。

- 1、町内の学校給食の対象者は何人か。
- 2、そのうち、学校給食費免除等の学童・生徒は何人か。
- 3、学校給食費を無料にできないか、伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問にお答えします。

1点目の町内の学校給食の対象者ですが、令和5年4月段階で、小学生827名、中学生414名、町立幼稚園78名の合計1,319名となっております。これに、町立認可外保育施設である北保育所の22名を加えた1,341名が、町で提供している学校給食の対象者であります。

2点目の給食費免除等の学童・生徒数についてお答えします。

給食費免除の対象は、生活保護を受けている世帯、経済的に困難な状態にあり、教育委員会の定めた基準により認定を受けた世帯、東日本大震災により三春町に避難されている世帯となっております。これらに該当する児童・生徒数は、小学生が149名、中学生が93名、合計で242名であります。

このほか、特別支援奨励費として半額免除となっている児童・生徒がおり、それが小学生では19名、中学生では16名となっております。

総数で言いますと、給食費免除等の数は、小学生が168名、中学生が109名、合計277名であります。

3点目の学校給食費の無料化についてお答えします。

学校給食法及び学校給食法施行令では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、学校給食の運営に要する経費のうち人件費と施設・設備の修繕費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費を保護者が負担するものとしています。

三春町におきましては、給食提供に係る食材費を保護者の皆さんにご負担いただき、令和5年度当初予算では、町負担が7,900万円、保護者負担が約7,600万円となっております。

給食費の無償化については、財政上、難しい状況にあります。近隣自治体の動向を踏まえ、補助については前向きに検討しているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 食材について、再質問いたします。

食育基本法では、食育の重要性について述べております。地域の特性を生かした給食の実施を求めています。

三春町は米農家が多数おります。お米については、地元産を十分供給できる、確保できる状況と思いますが、地元産のお米は使われているのでしょうか。また、そのほかの野菜等につきましては、なるべく、地産地消、地元のものをご提供していただきたいという思いがあるんですが、そういう状況はどのようになっていますか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

学校給食における地場産品の提供、活用という点でご質問と捉えております。

令和4年6月の調査では、給食に活用している食材の約14%が三春町産ということになっております。三春町産を含めた福島県産では約54%ということになります。

福島県の「第四次福島県食育推進計画」では、学校給食における福島県産品の活用割合の目標値を50%としておりまして、三春町はその目標値自体は上回っている状況にあるということです。

給食に使用しております三春町産の食材の例として、先ほど議員ご指摘のとおり、米ですとか、それからピーマンあるいはブルーベリー等の特産品が挙げられます。米につきましては、三春町産のコシヒカリを使用しており、正確な数字は出せないんですけれども、かなりの割合を占めているというふう聞いております。

そのほか、農作物についても、町内の青果店等に依頼しまして、なるべく三春町産の食材を納入していただくようお願いしているところなんですけれども、給食の使用時期ですとか、あるいは数量の確保等、調整がなかなか難しく活用割合が上がらないというのが現状ということになっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） お米については是非100%町内のお米を使っていたきたいと思っております。

岸田首相は「異次元の少子化対策を取る」と公言いたしましたが、学校給食費の無料化は国や県が責任を持って行うべきものと考えております。先取りして実施を進めている自治体がほとんどだと受け止めております。来年の4月より、是非三春町でも無料化または一部補助について、坂本町政2期目の公約にできないか、町長に伺いたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 給食の補助・無料化について検討しろということでもあります。

先ほど答弁させていただいたとおり、一部補助も含めて前向きに検討しております。そういった方向で進めて参りますので、ご期待くださいというような答弁であります。よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子議員） 第2の質問をいたします。

福島県の「高等学校改革後期実施計画」によりますと、こちらの資料になりますが、これ

によりますと、「人口減少により2028年までに地域の中学校卒業生見込数を考慮しながら、高等学校の再編整備を検討します」と述べております。

残念ながら、2026年、あと3年後には船引と小野高校の統合が予定されております。校舎は現在の船引高校となるということだそうです。普通科4クラスになるそうですね。

安積高校では2年後より中高一貫となりまして、進学指導拠点校としての位置づけとなるそうです。

田村高校につきましては、普通科が4クラスから3クラス、体育科1クラスになる方向だそうです。キャリア指導推進校としての位置づけということで、生徒の多様な進学希望に対応した丁寧なキャリア教育や、地域と連携した教育活動等を通じた、生徒の学びの充実による地域を支える核となる人材の育成、県内唯一の体育科の設置校として、競技力の向上とスポーツを通して人間力を身につけることによる、国内はもとより世界で活躍できる人材の育成、普通科において特進クラスを設けるなど、生徒の多様な進路目標の実現を目指した進路指導の充実ということで位置づけられております。

県中地区の中学生の卒業見込みの生徒数が、今年3月が4,550人、5年後の2028年には4,071人と約500人近く減少いたします。ここ3年間、三春町で生まれたお子さんが70人台であります。少子化が進んでいる現状の中、田村高校がいろいろな地区の生徒さんから選ばれる、魅力ある高校として広く知られることが大切になって参ります。

そこで以下の3点について質問いたします。

- 1、町では田村高校に対しどのような援助を行っているのか。
- 2、それに対し、年間の予算は幾らか。
- 3、中学卒業生の人数も統廃合の判断に影響されるようですが、少子化対策について新たな取組みを考えているのか、伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

地元高校である田村高校の魅力向上についてですが、まず町の考えについて述べさせていただきます。

人口減少・少子高齢化が進む中で、将来を見据えた「まちづくり」を進めるにあたっては、地域を支えていく、地域を担っていく人材の育成・教育が重要だと考えております。高校生自身の成長につながるような経験をしてもらいながら、地元の田村高校生に「まちづくり」に関わってもらふこと、こうした取組みが、地域を支えていく、担っていく人材の確保につながるものと考えているところです。

また、進学や就職を機に地域を離れたとしても、様々なノウハウや知識を身につけ、いずれかの時点で地域に戻ってきてもらいたい、地域に戻らなくても地域への愛着や関心は持ち続けてもらいたいとも考えており、さらには地域で地元の高校を支えていくということも極めて重要だというふうに考えております。

こうした考えのもと、第7次三春町長期計画においては「高等学校との連携による地域の活性化」を位置づけており、加えて田村高校との連携による地域の活性化を進めるにあたっては、まず、田村高校の魅力化を進め、より多くの生徒が集う学校づくりを支援していく必要があり、そうした観点も踏まえ、田村高校との連携や魅力化を進めているところであります。

こうした内容を踏まえまして、1点目の町の支援についてお答えいたします。

まず、PTAや同窓会、田村高校などを構成メンバーとして、田村高校魅力向上委員会が設置されており、魅力向上委員会の活動に対し人的・財政的な支援をさせていただいております。

魅力向上委員会では、学校生活に要する経済的な負担を軽減し、勉強やスポーツに励む生徒を応援する助成金制度を創設したり、学校の授業研究の支援などをしており、また町との連携においても、田村高校生による滝桜時期の観光案内や中学生とのジョイントコンサート、姉妹都市であるライスレイク市の高校生との国際交流チャットや三春町産のブルーベリーを使ったスイーツ開発など、様々な地域の活性化に向けた活動に取り組んでいただいております。本日の一般質問においても、田村高校生に運営業務に関わっていただいております。

さらには、より多くの生徒が集う学校づくりを進める中で、田村高校をはじめ、様々な関係者のご理解とご協力を頂きながら、女子寮の運営も行っております。

2点目の町の予算についてであります。令和5年度の予算になりますが、田村高校魅力向上委員会に対する財政支援として300万円、田村高校の女子寮の管理運営業務に係る費用として350万円の予算を計上しております。

3点目の県立高校の統廃合の影響を踏まえた新たな少子化対策についてですが、子育てしやすい環境づくりを目指し、子育ての経済的な負担を軽減する対策や認定こども園の整備事業、一時預かり事業など、子育ての様々な段階での支援策の充実を図ってきたところであります。今後も継続していきたいというふうに考えております。

また、お質しのように福島県の計画では、地域の中学校卒業見込者数の推移等を考慮しながら、高等学校の再編整備を検討する旨が明記されていますが、併せて、各高校に対する志望動向や特色化・魅力化などの取組状況を注視していくとの旨も明記されており、田村高校や魅力向上委員会、様々な関係者と連携しながら、引き続き、より多くの生徒が集う学校づくりを進めるため、魅力化・特色化に向けた取組み、地域の活性化につながる取組みを実施していければというふうに考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 田村高校生、以下、田高生とさせていただきます。

様々な形で町内の活動に参加されていることが分かりました。是非、魅力向上委員会の活動も広く町民に知らせていただきたいと思いますが、そういった広報活動をどのようにしていくのか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 お答えさせていただきます。

魅力向上委員会、田村高校生の取組みについては、田村高校のホームページでも周知をさせていただきます。

町の周知ということでございますが、三春広報において、毎月、田高トピックスという形で周知をさせていただいております。

議員お質しのとおり、今後も町の方でも田村高校生の活躍を、広報なりホームページ等々で、広く活動の周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 地域の伝統文化の継承が少子化の中で難しくなっているところがあると伺っております。そういった地域の伝承文化の活動に田高生の皆さんに参加していただくということで、地域の方々と深く交流することで、三春町以外の出身の生徒さんであっても、三春町に愛着を感じ、いずれ三春に住んでもらえる可能性が大きくなると思います。こういった活動についてはどうお考えか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。
坂本町長。

○町長 今、ご提案いただいた内容については、非常にいいご提案だというふうに思っております。あとは、高校生の気持ちの問題もございまして、これから、こういったご提案があるんだなど。町としても是非ともお願いしたいという旨をお伝えしながら実現できればいいなというふうに思っております。
以上です。

○議長 質問があればこれを許します。
(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。
以上で5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。
質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) ただいま議長より許可を得ましたので、さきに通告いたしました質問について、質問させていただきます。

「三春中学校の通学路に防犯灯が少ないのではないか」という一般町民からのご意見がありましたので、質問させていただきます。「三春中の通学路には防犯灯の数が少ないのではないか」との住民の声があり、質問させていただきます。

県道三春谷田川線の歩道設置が進み、安全性が高まりましたが、学校、三春中に出向きましてお話を伺いましたが、栃本線、それから中妻の通学路に関しまして、防犯灯は必要だと感じているわけなんですけども、防犯灯の設置は各区の区長さんより申請があり設置されているわけですが、維持管理費において地元負担とされており、地元で申請することにためらいもあると思います。まして、中学校からの防犯灯申請となりますと、維持費の負担が地元にかかるわけなものですから、なかなか中学校からの申請は難しいというお話を頂きました。そこで幾つか質問をさせていただきます。

1つ、通学路の防犯灯設置に、中学生、通学している生徒からの意見を聞いているか。また、それを反映する場を設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、電気料対策にLED化が進められていますが、現在、どの程度のLED化が進んでいるのか。また、従来の蛍光灯に対してどのくらいの電気料金の節約が期待できるのか、質問いたします。

3番目として、町においては、通学路の安全確保のために、適正な防犯灯の設置数を把握しているのか、お伺いいたします。

4番目として、通学路の防犯灯を地域から要請するにしても、地域に偏りがあるため、維持管理費等の特別な助成や補助等が必要と考えるが、町としてどのように考えるか、お伺いいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 1点目の質問にお答えいたします。

町では「三春町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に努めているところでございます。本プログラムでは、保護者や道路管理者及び自治会等が参加し、定期的な合同点検を実施しており、危険箇所の把握や改善に努めております。

しかし、これまで実施した合同点検の対象は小学校の通学路に限定されているため、今後は中学校の通学路についても合同点検を実施し、保護者を通じてではありませんが、子どもたちの通学路の安全対策に関する様々な意見を反映させていきたいと考えております。

2点目の質問にお答えいたします。

町内の防犯灯のLED化率は令和2年度末では60%となっておりましたが、令和4年度末現在で約75%となっております。

また、10ワットのLEDに交換した場合、1灯当たり月額基本料金は半分以上となり、1年間で約2,600円、10年間で約2万6,000円の削減が見込まれます。

3点目の質問にお答えいたします。

町では、地域からの要望に基づき、通学路を含め公益上必要があると認めた場所に防犯灯を設置しているところであります。

設置場所については、地区まちづくり協会を中心に、区長会や防犯協会をはじめ関係団体が課題の共通認識と情報共有体制の強化を図り、要望事項を取りまとめていただいております。地域の状況に応じて、必要箇所に設置しているものと考えております。

なお、中学校再編時に新たな通学路へ防犯灯を設置して参りましたが、今後も防犯灯の充実に努め、生徒の安全に努めて参ります。

4点目の質問にお答えいたします。

夜間の犯罪防止や通行の安全対策である防犯灯の維持管理につきましては、地域の主体的な活動の一つとして取り組んでいただいております。

町では、地域の防犯活動を支援する観点から、電気料金は、三春町防犯灯電気料交付金交付要綱に基づき、6割以内の補助を行っております。

また、LED化の修繕費は、三春町防犯灯修理費交付金交付要綱に基づき、令和4年度より、3年間、補助率を7割以内から9割以内に引き上げる等、LED化の促進を重点事業に位置づけ、取り組んでおります。

LED化することにより、電気料金の削減が図られ、地域の維持管理費も節約できることから、今後もLED化促進事業をはじめ、現在の取り組みを継続して実施して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） 中郷の防犯協会の防犯灯の維持費につきましてなんですけれども、400個足らずで1,000ちょこっとかな。集めまして、40万近くが防犯灯の維持費に充てられているわけなんですけれども、実際に防犯灯の電気料金というのは80万かかっているわけなんです。地域から集めるのが電気料金の半額程度なものですから、町からの助成金で防犯灯を維持管理されているわけなんです、実際に。

その中で、これから子どもたちの安全のために防犯灯設置を要望しているわけなんですけれども、是非とも通学路に関しては多大なる助成金があってもいいのかなと思うんですけれども、

その考えがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 先ほどの4点目の質問でお答えしておりますので、地区についても特定の地区というわけではなくて町全体で、補助率、それからそういったものを引き上げて交付しておりますので、全体的に考えさせていただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で12番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 議長からお許しを頂きましたので、さきの通告書に基づきまして質問したいと思います。

まず、最初は空き家の話になります。議員をやっていると、住民から困りごと相談ということがあることがあります。例えば、空き家に隣接する方から「相続人が分からないんだけど、税務会計課に行って課税台帳から住所と名前を調べてくれないか」なんていう話を受けてしまいます。現在は個人情報保護法や三春の町の個人情報保護条例などで個人情報を知ることにはできないのかなと私は思っております。

そこで、空き家で発生するトラブルに関しまして、町民ができることを分かりやすくお答えいただきたいと思います。

1点目、空き家の相続人(所有者)の氏名を固定資産税台帳から町民が知ることは可能なのか。

2点目、空き家に植栽されている草木の剪定や伐採に関することは可能か。

3点目、空き家の相続人(所有者)に空き家の庭木の管理を町から促すことは可能か。可能であれば、手続の方法、依頼する方法はどのようなものか。お答え願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 1点目の質問にお答えします。

固定資産課税台帳は課税事務に必要なため、地方税法に基づき作成しているものでございます。したがって、納税義務者、借地・借家人及び固定資産の処分をする権利を有する一定の者以外の第三者が閲覧等により、所有者の情報を知り得ることはできません。

そこで、町では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、固定資産課税台帳の情報を空家対策の内部情報として活用しております。

なお、法務局で登記事項証明書を取得することで、相続や売買による登記の手続を行っている不動産の所有者の情報は、誰でも確認することが可能となっております。ただし、登記の手続が行われていない場合には確認することができませんので、ご注意ください。

2点目の質問にお答えします。

第三者が剪定及び伐採することは認められておりません。ただし、境界線を越えた竹木については、本年4月1日から施行された改正民法第233条において、原則は従来どおり竹木の所有者に切除を求めるべきとしておりますが、催促しても境界線を越えた枝が切除され

ない場合、竹木の所有者、その所在を調査しても分からない場合、急迫した場合には境界線を越えられている土地の所有者が竹木の枝の切除が可能とされたところでございます。

3点目の質問にお答えいたします。

地域住民からの情報提供に基づき、所有者に対して適正な管理を促すため、町から文書で通知をしております。

なお、通知文書には、現地の写真を同封し、当該物件が周囲に及ぼしている悪影響を認識してもらうことや、シルバー人材センターが空き家の管理業務を行っている内容を伝えるなど、所有者の自主的な改善の促進を図っております。

なお、管理不全な空き家・空き地の困りごとや所有者等に連絡したいが連絡先が分からない場合は、総務課自治防災グループまで相談いただきますようお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) そういった困りごとの相談の窓口が、総務課自治防災グループであることはよく分かりました。似たような名称で地域に「自治防災会」というのがありますので、そちらではないということなので、皆さんもご注意願いたいというふうに思います。

また、いきなり役場の自治防災グループに話をするよりも、地域の町内会の組長や班長もしくは区長に一言話してから、そういった町役場に話を持ってくるのがよいかと思います。いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

情報共有は大事だと感じておりますので、地元の区長さん、それから組長さんと情報共有をしていただければ幸いです。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 続いて、第2の質問に移らせていただきます。

令和10年から、保育料の改定に伴い、町立の幼稚園と認可保育所、認定こども園、小規模保育所の保育料の改定、無償化が行われております。しかし、国の制度でありますと、保育料の無償の対象というのは、3歳から5歳児が対象になっているということです。

そこで、1点目、三春町では0歳から2歳児の保育料の軽減を令和5年4月から行っていますが、さらに、他の自治体に先駆けて0歳から2歳児の完全無償化はできないものか。

2点目、未就学児の一時預かりを子育て支援センターで1時間当たり300円の利用率を取って行っておりますが、年間の利用実績が150日程度ということだそうです。こちらも完全無償化して、利用率の向上、それと施設利用者の経済的負担と心理的・肉体的な負担の軽減はできないでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 第2の質問にお答えいたします。

義務教育の基礎を培う幼児教育の機会確保と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3

歳以上のお子さんの保育料無償化が消費税増税分を財源として令和元年10月より開始されました。

また、3歳未満の0歳、1歳、2歳のお子さんについても、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されております。

なお、住民税非課税世帯を除く3歳未満のお子さんについては、国の制度として保育料の無償化は実施されていませんが、町独自の対応として、18歳以下のお子さんを養育しているご家庭の第2子については、保育料を半額免除。第3子以降については全額免除とさせていただきます。

さらに、今年度から3歳未満のお子さんの保育料の見直しを行い、1歳児、2歳児よりも割高であった0歳児の保育料を、月額平均約1万1,000円、率にして約30%引き下げるとともに、1歳児、2歳児の保育料についても、月額平均約4,300円、率にしまして約15%ほど引下げをさせていただいたところです。

他の自治体に先駆けて、町独自に3歳未満のお子さんの保育料を無償化してはどうかというお質しですが、3歳以上のお子さんは、無償化以前から保育所や幼稚園などへ通園している割合がほぼ100%であったのに対し、3歳未満のお子さんについては、選択的に在宅で子育てしているご家庭が一定割合存在していること。また、無償化した場合の新たな財源の確保など整理すべき課題も多く、現時点においては完全無償化に踏み切るのは困難であると考えております。

次に0歳から3歳までのお子さんを対象とした一時預かり事業についてですが、核家族化が進んでいる現状において、行政が関与する必要性が高くなりつつあるサービスであると認識しております。

しかし、祖父母などの育児支援者が同居家族や近隣にいるなど、一時預かりサービスを必要としない家庭もあることから、サービスの未利用者との均衡も考慮し、1時間当たり300円の利用率につきましては、引き続きご負担いただきたいというふうに考えております。

なお、世帯の所得などに応じた利用率の全額、または半額免除や、きょうだいを同時に預けた場合の2人目以降の半額免除などの減免措置につきましては、今後も継続して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、再質問をさせていただきます。

0歳から2歳児であれば育児休暇等でそういった選択している場合もあるのかなと思いますのでいいかなと思いますけども、一時預かりの方ですが、他でセンターを利用しないという方と均衡を図るために1時間当たり300円を取るということでもありますけども、逆に言わせていただければこの300円を取らないことにより、よそに預けていた方がセンターにお子様を預けに来るのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

当然、必要としている方にとっては、一時預かりサービスということについては大変重要なサービスであろうというふうに考えております。一方、身近に支援者がいるなどのサービスを利用していない方も一方にはいらっしゃるというのも現実でありますので、選択的にサ

ービスを利用していない方との均衡というか、バランスですかね、こういったものも踏まえて、利用料については、引き続き、先ほどの答弁の繰り返しになるんですけども、サービスを利用する方にご負担を頂くというふうなことでお願いしたいというふうに考えているところです。

ただ、当然、利用料の見直しとか必要性ということにつきましては、当然、社会情勢や、あと子育て世帯を取り巻く環境の変化なども踏まえて定期的に検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

……………・・ 散会宣言 ・……………

○議長 以上で本日の日程は全て終了しました。散会します。ご苦労さまでした。

(散会 午後1時 7分)

令和5年8月29日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一八
8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課 自治防災グループ長	小林 学	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課 生涯学習グループ長	大内 佳代子		

農業委員会会長	橋本 正亀
---------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年8月29日（火曜日） 午後2時00分開議

第1 諸般の報告

第2 付託議案の委員長報告並びに質疑

第3 議案の審議

議案第54号 幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について

議案第55号 マルチコピー機（多機能端末機）購入契約について

議案第56号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 令和4年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第58号 令和4年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について

議案第59号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第60号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第61号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第62号 令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

- 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 認定第 1号 令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和4年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和4年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和4年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 令和4年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和4年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《議員提出議案》

- 発委第 8号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 特別委員会委員長報告

5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後2時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただ今出席している議員は14名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。それでは、脱衣を許します。

ここで、執行側より、発言する機会を求められているため、これを許します。

添田教育長。

○教育長 8月19日の一般質問時の16番議員との質疑応答時におきまして、議会軽視(三春町いじめ防止等に関する条例(令和4年10月21日)制定以前に、教育委員会(令和4年10月19日開会)において、この条例の規則等について決定した行為)とのご指摘があった点につきましては、深く反省しております。

今後二度とこのようなことが無いように十分気をつけます。

改めて心よりお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

令和5年8月29日 三春町教育委員会教育長 添田 直彦

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

…………… 付託議案の委員長報告並びに質疑 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経

過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月18日に日程設定を行い、8月21日、22日、23日、24日、28日及び29日の7日間、第1委員会室において開会しました。

議案第56号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

総務課長、財務課長、企画政策課長及び税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月18日に日程設定を行い、8月21日、22日、28日及び29日の5日間、第4委員会室において開会し、8月24日には現地調査も行いました。

議案第57号 令和4年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第58号 令和4年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について

以上2案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 令和4年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 令和4年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 令和4年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 　文教厚生常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、8月18日に日程設定を行い、8月21日、22日、23日、28日及び29日の6日間、第3委員会室及び2階大会議室において開会いたしました。

議案第54号 幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 マルチコピー機（多機能端末機）購入契約について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

住民課長、保健福祉課長等、子育て支援課長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

教育課長、住民課長、保健福祉課長等、子育て支援課長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和4年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和4年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 6号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
教育課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。
（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

なお、議員及び委員会提出議案発委第8号、同意第2号、同意第3号、諮問第1号につきましては、委員会に付託せず、全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 　日程第3により、議案の審議を行います。

議案第54号「幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第55号「マルチコピー機（多機能端末機）購入契約について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第56号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号「令和4年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第58号「令和4年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第61号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第62号「令和5年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

同意第2号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、太田文枝氏を教育委員会委員に任命することについて、同意することに決定しました。

同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、鈴木輝夫氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、同意することに決定しました。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決します。

本案は、適任ということで、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、村越武氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定しました。

認定第1号「令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第2号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第3号「令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第3号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第4号「令和4年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第4号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第5号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第6号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第6号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第7号「令和4年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第7号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第8号「令和4年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第8号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。
認定第9号「令和4年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第9号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第10号「令和4年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第10号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

発委第8号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発委第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

……………・・ 特別委員会委員長報告 ・・……………

○議長 日程第4により、特別委員会委員長報告を行います。

広報広聴特別委員会委員長。

○広報広聴特別委員長 広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、議会の活性化と開かれた議会の広報広聴を推進するため、令和元年10月15日に7名を委員として設置され、これまで広報研修会などへの参加を含め、合計38回開催しました。

当委員会では、年4回開かれる定例会議における議会活動を中心とした議会情報を、町民の皆様へお伝えすることを目的として発行している議会広報誌の編集・発行と、町民の皆様の声を町政に反映させる意見交換会の企画・運営などの活動を行いました。

まず、議会広報誌については、読みやすく、分かりやすい広報紙を発行するために、タイトルを「議会報みはる」から「みはる議会だより」に変更しました。また、「みはるの子ども

たち」や「町の伝統文化」をシリーズ化した特集や、「地元の活動」を広報広聴委員が取材し、町民の皆様を紹介するなど、試行錯誤を繰り返しながら、内容の改善・紙面の充実に取り組みました。

平成30年度から導入している、議会広報誌モニター7名の方から寄せられたご意見・ご感想を元に、毎号少しずつ改善を加え、わかりやすく、読みやすい議会広報誌の発行に努めました。

次に、平成28年度から行っている意見交換会では、コロナ禍の影響もあり開催できないこともありました。

しかし、人口減少対策、子育て支援、農業振興対策、観光振興、公共施設の整備など幅広い分野について、多くの方がご参加くださり、活発な議論を行うことができました。

町民の皆様から寄せられたご意見・ご要望は、全員協議会を通して全議員で内容を精査し、町へ申入れを行い、町政へ反映させることができました。

以上、活動内容を申し上げ、議会の広報・広聴がさらに推進することにより、住民の福祉向上、地域振興につながることを期待し、三春町議会広報広聴特別委員会の報告といたします。

…………… ● 町長挨拶 ● ……………

○議長 本定例会9月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決、同意、そしてご承認いただきましてありがとうございます。また、認定いただきました補正予算につきましては、先日ご指摘いただいたとおり、しっかりと適正に執行して参ります。感謝を申し上げます。

さて、今回の9月定例会は、私としては特別の定例会だというふうに思っております。任期4年を振り返りますと、その大部分がコロナ対応に追われました。今まで見たことのないような光景も度々目にいたしました。当然のようにあったものが突然実行できなくなる。そういった経験をいたしました。そういった中において、住民の皆様の特段のご協力・ご理解、そして議会議員の皆様のご助言、そして提案によりまして、何とか今日を迎えられております。重ねて御礼を申し上げます。

不運な出来事でありましたが、三春町としては、こういった経験をもとにまた一つ強くなったのではないかなというふうに私は思っております。引き続き、町民の福祉、町の発展のために全力を挙げて、町職員とともにこれからも取り組んで参りたいというふうに考えております。

結びになりますが、そのコロナであります、本日の欠席でもお分かりのとおり、また猛威を振るいだしております。5類になったとはいえ、症状が軽くなったわけではありません。基本的な対応を是非ともしていただきまして、来るべき9月、新たなステージで、皆様がさらに新しいステージで活躍されますことをご祈念申し上げまして、この9月定例会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

…………… ● 散会宣言 ● ……………

○議長 これをもって、令和5年三春町議会定例会9月会議を散会します。ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時36分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月29日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 新 田 信 二

署 名 議 員 山 崎 ふじ子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第54号	幼保連携型認定こども園新築工事請負契約について	全員	原案可決
議案第55号	マルチコピー機（多機能端末機）購入契約について	全員	原案可決
議案第56号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第57号	令和4年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全員	原案可決
議案第58号	令和4年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について	全員	原案可決
議案第59号	令和5年度三春町一般会計補正予算（第3号）について	全員	原案可決
議案第60号	令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	全員	原案可決
議案第61号	令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	全員	原案可決
議案第62号	令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について	全員	原案可決
同意第2号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全員	同意
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全員	同意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	適任
認定第1号	令和4年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第2号	令和4年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第3号	令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第4号	令和4年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第5号	令和4年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第6号	令和4年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第7号	令和4年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第8号	令和4年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定

認定第 9号	令和4年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第10号	令和4年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
発委第 8号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決